

### 第37回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年2月23日(火)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 22名

|           |            |            |
|-----------|------------|------------|
| 1番 山口 忠雄  | 2番 関 憲夫    | 3番 高浦 芳一   |
| 4番 篠原 覚   | 6番 渡邊 久芝   | 7番 渡邊 邦男   |
| 9番 佐久間 政男 | 10番 多田 總一郎 | 11番 山下 和彦  |
| 12番 宮嶋 十郎 | 13番 中川 喜一郎 | 14番 板倉 保   |
| 16番 奥野 政義 | 17番 峯下 健次  | 19番 佐久間 保夫 |
| 20番 地引 正和 | 21番 御園 豊   | 22番 葛田 吉弥  |
| 24番 渡邊 喜一 | 25番 笹生 猛   | 26番 藤井 幸光  |
| 27番 佐久間 清 |            |            |

5 欠席委員 4名

|           |          |            |
|-----------|----------|------------|
| 5番 柳井 進   | 8番 積田 雅美 | 15番 佐久間 正夫 |
| 18番 川名 康夫 |          |            |

6 出席事務局職員 4名

佐久間事務局長 在原副参事 鈴木主幹 高品副主査

## 開 会

平成28年2月23日午後2時56分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第37回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は26名中20名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。5番、柳井進委員、8番、積田雅美委員、15番、佐久間正夫委員、18番、川名康夫委員でございます。

次に、おくれる委員の報告を申し上げます。14番、板倉保委員、17番、峯下健次委員からおくれる旨の報告がありました。

## 議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

4番、篠原覚委員、6番、渡邊久芝委員を指名いたします。どうぞよろしく願いいたします。

## 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案1ページをごらんください。本件は、平成28年1月26日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は体調不良のため贈与したいとのことです。譲受人は、これまで賃貸借してきた土地であることから、申し出を受け、農業経営の安定を図りたいとのことです。

総会資料1ページから2ページの位置図をごらんください。場所は、蔵波字正源戸です。現地を確認いたしましたところ、現地は畑で、管理されておりました。

総会資料3ページに申請者の所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。

農機具については、トラクター、耕運機、管理機、噴霧器、農用車、草刈り機を所有しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で610日とのことです。

下限面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

これまでどおり畑として使用し、農薬等の使用方法等については、地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

16番、奥野政義委員。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。去る2月17日、譲受人の さんとともに現地の確認をさせていただきました。現地はきれいに管理されておりました。

さんと さんは兄弟であります。今鈴木さんのほうから説明がありましたとおり、お兄さんの さんのほうは長年にわたって という持病がありまして、また奥さんも早く亡くなられておりまして、そういう意味で弟さんの さんに大変お世話になっていると。 さんにつきましては、最近まで のほうで勤めておりましたが、数年前に退職をされ、今は一生懸命農作業に励んでいるということでございます。大変弟には世話になったので、この際管理し切れないので、贈与したいということでございます。よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 議案1ページをごらんください。本件は、平成28年2月2日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は遠方のため管理できないことから譲渡したいとのことです。譲受人は、自宅からも近く、耕作上便利であることから、申し出を受けるとのことです。

総会資料4ページから5ページの位置図をごらんください。場所は、坂戸市場字向場です。現地を確認いたしましたところ、現地は田で、耕作されておりました。

総会資料6ページに申請者の所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。

農機具については、農用車、草刈り機を所有しており、耕うんは父親のトラクターを借りて作業し、草刈りや水の管理はみずから行い、田植えから刈り取り、もみすりまでの作業は委託しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で180日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

周辺は水稻作地帯であり、取得後も水稻を栽培するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

20番、地引正和委員。

○20番（地引正和君） 私のほうは、現場が坂戸市場ということで、現場だけ代理人と一緒に見に行きました。先ほど事務局から言われましたように、非常によく耕作してありまして、もう既に機械が入って、行ってあった状態でございます。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 次に、権利者住所地農業委員として意見を求めます。

26番、藤井幸光委員。

○26番（藤井幸光君） この さんのほうは、当 地区のほうでは大分大きく農業をやっております。他地区と比べればちょっと少ないのですけれども、十分に信頼できると思います。よろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3についてを議題といたしますが、議案第1号の3及び議案第1号の4については、関連がありますので、一括して議題とすることとし、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 議案第1ページをごらんください。本件は、平成28年2月3日付で提出がありました。申請内容につきましては、議案第1号の3及び議案第1号の4における譲渡人についてはともに労働力不足から売却したいとのことです。譲受人においては、売却の申し出を受け、農業経営の拡大をしたいとのことです。

会議資料7ページから10ページの位置図をごらんください。場所は、議案第1号の3、永地字沖田、現地は田で、耕うんされておりました。議案第1号の4、永地字1丁目、現地は田で、耕うんされておりました。

会議資料11ページに申請者の所有農地及び耕作地に関する申告書を添付してございます。

農地法3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、狭小で耕作に向かない土地や従前から山林となっている土地とのことです。

農機具等については、所有する農地を耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われま

す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で170日従事しているとのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

譲受人においては、地域の農地の利用調整に協力すること、農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

4番、篠原覚委員。

○4番（篠原 覚君） 4番、篠原です。2月16日の3時半に代理人の さんと現地を確認してまいりました。内容は事務局から申されたとおりなのですが、今までずっとこの2件の田んぼを さんが耕作しておりまして、それも自分の田んぼのすぐ隣なものですから、くろを切って、あたかも全体が自分の田であるかのようによく耕うんされておりました。両方ともそうです。お二方とも永地外の人なものですから、加えて労働力不足だということで、 さんがずっと今までやってきたことをそのまま引き継ぐような形で売買されるというお話でした。特に問題はないと思いますけれども、よろしくご審議願いたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

採決につきましては、1件ずつ行います。

それでは、議案第1号の3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

#### 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1についてを議題といたしますが、議案第2号の1及び議案第2号の2については、関連がありますので、一括して議題とすることとし、事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。議案第2号の整理番号の1及び2についてご説明申し上げます。

議案2ページをごらんください。本件は、長浦駅前の医療法人が市内外在住の所有者から申請地を賃貸借により借り受け、駐車場用地に転用したいとする案件です。

総会資料12ページの位置図をごらんください。申請地は、平成通りと長浦駅前通りとの丁字路、申請者である医療法人の病棟の東側約70メートルに位置し、長浦駅前の市街化区域に隣接し、周辺に農地や住宅等が混在する小集団の生産性の低い第2種農地と判断され、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

申請内容ですが、申請者である医療法人は既に所在地周辺に駐車場を保有していますが、来院者数の増加、また平成28年4月の採用内定者も40名おり、現時点においても駐車場が不足している状況から、新たな駐車場を確保したいとのことと。

土地利用計画については、42台分の駐車スペースを予定しており、排水関係は、上水の引き込みがないため、汚水、雑排水は発生せず、雨水については透水性舗装により処理する計画となっております。

総会資料14ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

25番、笹生猛委員。

○25番（笹生 猛君） 2月12日午後4時から担当の さんと、そして事務局の さん、そして地権者である さん、宮嶋さんと私で立ち会いをしてきました。現状としましては、一部農地として使っているのですが、ほとんど何もつくっていないという状況でした。お母さんも高齢で、これ以上つくれないというようなことで、地元でも大きな病院として地元雇用も創出している のほうからそういう話があったということで、問題はないと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 以上でございます。

調査に同行した宮嶋十郎委員から補足説明があればお願いしたいのですが。

○12番（宮嶋十郎君） ありません。

○議長（中川喜一郎君） それでは、説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、今回のやつが直接影響があるかどうかは別として、あそこの靴屋の信号のところ、あそこはよく水があふれているのだよね、雨が降ったとき。その都度市の担当者が何か措置をしているみたいなのだけれども、その辺のところには全く影響がないかどうか、私は現場を見に行っていないので、わからないのだけれども、その辺は問題がないかどうか聞きたいのだけれども。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（在原浩一君） まず、今回の申請に伴いまして、当然雨水関係の話等、市の管轄は土木管理課になるのですけれども、そちらのほうと協議をされております。その中で、今回の駐車場、先ほど説明したとおり透水性舗装ということで、排水関係でいくと雨水関係だけになると思うのですが、雨水のほうは通常の量であれば浸透していく、そういった設計になっており、オーバーフロー分については道路側溝のほうに行くのですが、相当の雨でなければ今現在の排水に影響がないということで、市との協議が調った上での施工なので、以前より問題はないと解釈して受け付けました。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） ということは、一応は大雨が降っても、その駐車場にしても、そこには大きな影響はないだろう、そういう目で見たとということでよろしいですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（在原浩一君） そのとおりです。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですね。

藤井委員。

○26番（藤井幸光君） 今説明ありました透水性舗装、ちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（在原浩一君） 専門的な形での説明になるかわからないのですが、表面を見て、今ある舗装の中で目の粗いというか、通常の昔の舗装ですと平らな感じだと思うのです。それが透水性の舗装ということになりますと、目が粗くて、地下に浸透させていく、ほかに出ていかないというような設計というか、構造のものでつくっていくということになります。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号の1及び議案第2号の2について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1及び議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題といたします。

議案第3号の1についてを議題といたしますが、議案第3号の1ないし議案第3号の7については関連がありますので、一括して議題とすることとし、事務局の説明を求めます。

在原君。



○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。議案第3号の整理番号1ないし7について、関連から一括にてご説明いたします。

議案3ページ、4ページ、5ページをごらんください。本件は、木更津市の法人が市内外の個人から賃借によって土砂等の利用による農地造成のため一時転用している農地について、許可期間の延長更新をしようとする案件です。

なお、本件については、平成28年1月12日付で申請書の提出がなされております。

総会資料15ページの位置図をごらんください。申請地は、  
の北東方面、  
の県道を挟んだ向かい側に位置する下宮田地区であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

申請内容といたしましては、許可を受けている期間を延長したいとするもので、平成29年3月28日までの1年間、期間を延長更新しようとする案件です。

期間延長の理由としては、調節池の設置、暗渠排水など搬入開始前の防災工事等に予定以上の時間を要したことから、搬入開始がおくれたこと、また土砂等の発生を予定していた工事箇所での事業のおくれや各工事箇所ですべてより発生土が少なかったことによるものとのことです。

なお、この申請とあわせて、県から許可を受けている特定事業及び林地開発行為についても期間延長の申請がされ、受理されております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。本件について、許可に当たる関係の質疑ではないのですが、この当該地につきましては、従前から川名康夫委員が非常に汚排水等が出るというふうに懸念をされていた案件と私は認識しておりますが、まずそこについては間違いはないでしょうか。

○事務局（在原浩一君） はい。

○3番（高浦芳一君） そうしますと、川名康夫委員が担当委員として、農業委員として、これは実際指導したのですかね。確認をされているのでしょうかね、川名委員は。この変更申請、要するに期間延長に当たっての申請に係るこの当該地については、現地の確認はされているのでしょうか、川名委員は。

○事務局（在原浩一君） されていないです。

○3番（高浦芳一君） わかりました。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。これまでの経緯等を踏まえると、川名委員には連絡をこの件でされているのですか。

○事務局（在原浩一君） はい。

○3番（高浦芳一君） どのような回答、反応がございましたか。

○事務局（在原浩一君） 電話連絡等でお話しできればよかったです。電話のほうに通じませんでした。ファクスのほうで、まずいついつ申請のこの場所のこういう許可というこの事案のことについてうたいまして、それに伴って期間の延長の申請が上がっています。そのことについて確認をしておいてくださいということで、了承の得るような形での通知をさせていただきました。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。確認しておいてくださいということでの反応はいかがでしたか、川名委員から。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（在原浩一君） 申請後、2月の最終的な申請期限をもって連絡をしたのですが、その後特にこちらのほうに問い合わせ等の連絡はありませんでした。

○議長（中川喜一郎君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号の1ないし議案第3号の7について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の1ないし議案第3号の7については許可相当と決定いたします。

議案第4号 平成27年度第10次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 平成27年度第10次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第4号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が9件で、330.8148アールとなっております。個々の申請につきましては記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書(案)8ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

さんですが、申請面積は38.43アール、再設定でございます。

さんですが、申請面積は13.35アール、更新でございます。

さんですが、申請面積は31.78アール、更新でございます。

さんですが、申請面積は70.0548アール、再設定でございます。

さんですが、申請件数が2件で、申請面積は30.25アール、再設定でございます。

さんですが、申請面積は36.65アール、新規設定でございます。

さんですが、申請面積は16.69アール、更新でございます。

ですが、申請面積は93.61アール、新規となっております。

以上でございます。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決いたします。

議案第4号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

議案第5号 下限面積の設定について

○議長(中川喜一郎君) 次に、議案第5号 下限面積の設定についてを議題といたします。

それでは、議案第5号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。議案6ページをごらんください。農業委員会は、農業委

員会の適正な事務実施についてに基づき、毎年下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっております。現在袖ヶ浦市は、農地法第3条第2項第5号により下限面積基準を50アールとしております。しかしながら、新規に農業を誰もができるようになどの観点から、毎年見直すことが必要であるとの通知がなされております。このことから、本市農業委員会においても下限面積を見直すことが必要かどうかの判断をしなければなりません。

しかし、経営面積が小さいと、生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないうこと、また新規就農に当たっては、下限面積未滿の者の数が増加することにより、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を来すことが懸念されるため、本市の下限面積については、農地法で定められているとおり50アールとするものです。

説明は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

#### 報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。報告第1号についてご報告いたします。

議案7ページから8ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成28年1月1日から平成28年1月31日までで、9件です。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

#### その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

平成27年10月1日に提出いたしました建議について回答がありましたので、市の担当部局からの説明をいただきます。

農林振興課、高橋さん。

○農林振興課長（高橋広幸君） それでは、お手元に配付させていただきました袖ヶ浦市農業施策等に関する建議書への回答ということで、まず初めに直売所「ゆりの里」について回答の内容をご説明させていただきます。

いただきました建議書の内容につきましては4点ございました。回答のほうに から まで番号を振らせていただきましたが、その4点について内容の要旨をご説明させていただきます。 としまして、設置理念に基づいた運営の見直しということであります。これは、地産地消、農家経営の安定、それから地域農業の振興ということで、これについて「ゆりの里」の運営の見直しを図っていただけないかということでございます。建議の内容につきましては、県内での市外産、他県品目との競合が目につくというようなことがございまして、これにつきましては、あらかじめ品不足が予想される野菜等の情報等を生産者のほうに提供し、出荷を促す、まずこれが第1点でございます。数量を確保し、それでもなかなか品ぞろえがないという場合につきましては、指定管理者による仕入れを図るということで、全体的にはその仕入れ品の抑制を図るような方向で運営を改善を図っていきたいというふうに考えてございます。

2点目につきまして説明させていただきます。仕様書のとおり履行させるということで、こうした地産地消をもとにした運営の見直しが図られているかどうかということ、それを仕様書に基づいて確実にやっているかどうかという行政側の確認ということでございます。これにつきましては、現仕様書の中で必要に応じて立入検査を実施するというふうにしておりますが、これを新年度からは定期的に実施するというので、内容の確認を行ってまいりたいというふうに考えております。具体的には、2カ月に1回の検査を定期的にやっていきたいというふうに考えてございます。

3点目として、地場産の強みと地産地消を最大限生かすようなPRということでございます。これにつきましては、もう既に一部実施しているところではありますが、看板等を設置して、その野菜等がどういったものであるのかという紹介でありますとか、また個別に生産者の名称を入れる、あるいは食材としてどういった活用する方法があるのかということを表示させていただく。具体的に言えば、ラミネート等でカラー写真をラッピングしまして、目につくように陳列棚のところに設置させていただくというようなことを考えてございます。これによりまして、消費者側のほうの需要を拡大すると

というようなことをもくろんでおります。お買い求めいただく方が、これはどうやって使うのだろうと  
いうことで頭を悩ませたときに、そういった活用方法が身近にあれば、手にとるタイミングも必ず拡  
大するのではないかとこのように考えてございます。

それから最後に、4番目としまして、指定管理者側に対する売り切る努力の指導ということでござ  
います。基本的には、「ゆりの里」直売所は、ほかのところもほとんどそうなのですが、出荷者の責  
任においてやっていただいているところではあります。しかしながら、現場においてどのようなもの  
がどういったタイミングで売れていくかというのは、指定管理者がよくわかるところであります。で  
すので、なるべく売れ残りが無いようにということで、生産する側にパッケージングの一つとして、  
これがどういったものであるのか、あるいは自分がどういった農家であるのか、または先ほども言い  
ましたが、活用方法はどういったものであるのかということとをそれぞれがパッケージする中に何かし  
ら説明文のようなものを入れていただくと。これは決して強制ではありませんで、そうしたことを指  
定管理者のほうに指導させていくと。

あと、販売に際しては、「ゆりの里」直売所が安全安心で新鮮なものということがうたわれており  
ます。ある一定期間経過したものということであれば、鮮度というものはおのずと落ちるものである  
ということですので、そうしたものをいつまでもそのまま陳列しておくというわけではなく、多少な  
りとも価格差をつけたりして売り切れるような、そういった行動を起こすよう、指定管理者から生産  
者のほうに伝えるよう今後は指導していきたいというふうに考えてございます。

農畜産物直売所「ゆりの里」に関しましての建議への回答ということで4点説明させていただきました。  
市長部局のほうからは以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 続いて、学校給食センター、野呂所長よりお願いいたします。

○学校給食センター所長（野呂幸晴君） 日ごろよりお世話になっております。学校給食センターの野  
呂と申します。よろしくお願いたします。

では、今回建議をいただきました袖ヶ浦産農産物の学校給食での利用促進について説明させていた  
だきます。お手元の資料の袖ヶ浦市農業施策等に関する建議書への回答をごらんください。現在給食  
センターでは、地場産物の積極的な活用には取り組んでいるところでございまして、生鮮野菜におけ  
る袖ヶ浦産の利用割合についても、平成22年度22.7%であったものを平成26年度は39%ということで  
伸ばしているような状況でございます。

では、今回建議いただきました4点についてご説明させていただきます。まず、1点目ですが、使  
用する野菜は原則袖ヶ浦産に限定または最優先とする旨を仕様書に明記することについてござい  
ますが、学校給食センターでは多様な野菜を必要としていることや端境期や量の確保というような面  
で全てを袖ヶ浦産とすることは今現在ちょっと厳しい面もあります。ということで、可能な限り袖ヶ  
浦産を最優先するというを仕様書のほうに明記させていただきたいと考えております。

続きまして、2点目なのですが、野菜の冷凍品や加工品の利用から袖ヶ浦産の生鮮野菜を最優先と

して転換を図るということですが、学校給食は安全衛生面の観点から、調理から喫食までの時間が決まっております。また1日に5,500食という大量の調理を行っているということで、調理時間のほうがどうしても制限されるということがございます。そういうこともございまして、生鮮野菜だけではなく冷凍品や加工品を使用する必要もあることをご理解いただければと思っております。ただ、地産地消は重要なことですので、今後地産地消の拡大についてはさまざまな検討のほうを進めさせていただきたいと考えております。

続きまして、裏面のほうを見ていただきたいのですが、3点目ですが、地産地消を推進するため調整を行う作業部会の設置についてでございますが、実務レベルの作業部会の設置ということで、さらに地産地消を推進する上で必要と考えておりますので、関係各課とまた調整を図りながら作業部会の設置を進めてまいりたいと考えております。

最後になります。4点目、栄養士の調理員の人員体制の整備についてですが、地産地消を推進する上で、栄養士さん、また調理員さんの役割は非常に重要でございます。ということで、できる限り人員体制の整備にも取り組んでまいりたいと考えております。

今回建議のあった内容につきましては、関係各課との調整を図りながら地産地消に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

説明については以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） ただいま農林振興課の高橋課長、それから給食センターの野呂所長、お二方から説明がありました。

ここで質疑を受けたいと思いますが、質疑ございますか。

はい、どうぞ。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。まず、「ゆりの里」の件についてでございますが、にございます平均売り上げが5億4,000万円と、そのうち3億4,000万円が生産者によるものであり、そのうち市内産の割合は73.9%となっております。この3億4,000万円というのは、生産者によるものというのとはどこまでの生産者なのかということと、それともう一つは、市内産の割合が73.9%になっているというのは、この3億4,000万円に対しての73.9%であるのかということをお伺ひしたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 高橋課長。

○農林振興課長（高橋広幸君） ただいまご質問の3億4,000万円がどこまでのものかということでございますけれども、出荷者協議会という会がございまして、生産者の方が400名近く登録しておりますけれども、この方たちの販売実績といいますが、その売り上げの合計額ということになります。その3億4,000万円のうち袖ヶ浦市内の方と市外の方に分けてといいますが、人数がそれぞれありまして、金額でいきますと、3億4,000万円のうちの73.9%ですので、2億5,200万円、これが市内の方の売り上げということになります。市外の方ということになれば、どちらの方かということになります。

と、ほとんど木更津市の方ということになります。内容についてはそういうことになります。

○議長（中川喜一郎君） 奥野委員。

○16番（奥野政義君） この2億5,000万円、全体の売り上げが5億4,000万円なのですけれども、この数字というのはどういうふうに捉えたらいいですか。売り上げの半分ですが。

○議長（中川喜一郎君） 高橋課長。

○農林振興課長（高橋広幸君） 大体4割強から5割ぐらいが純然たる市内の農家の方ということになります。この割合を上げていくこと、それが地産地消ということにつながるかと思いますので、ただそうはいつでも施設のキャパシティの問題がありまして、陳列、販売できるスペースがなければ、ふやせふやせと言ったところで販売ができないということになりますので、そういった施設の改修も含めて、今後それにあわせて市内の生産者の方がたくさん出していただけるように、それをもって地産地消の一つの数字というふうにと考えるとありますので、そういう方向で事業を進めていきたいというふうを考えております。

○議長（中川喜一郎君） 笹生委員。

○25番（笹生 猛君） まず、「ゆりの里」の件についてお伺いします。

恐らく一番最初の出発点が仕様書の設置理念に基づいた経営がされていないというところからスタートしたもので、それをやっているというところからこの回答書をつくっていると見えるのです。ところが、そうではないというところだったら、もっと書き方があったりできるのではないのかなというのが第1点。もう一つ、先ほど品ぞろえの話をしました。今のお話だと、「ゆりの里」はスーパーですということを言っているわけですよ。我々は、スーパーではないです、地元の野菜を売る場所だということで建議を出しているのです。そこはそこがあるのではないのでしょうか。そこについてはどうでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 高橋課長。

○農林振興課長（高橋広幸君） 今回回答した文書の表現として、これが100%我々ができているかということではなく、一定の効果は、市内の方も多く出荷されておりますので、あるのではないかということで、前振りとして書かせていただきました。ですので、先ほどの奥野委員のお話の続きになりますけれども、今後はそういった市内の割合を高めていくこと、これが当然我々がやらなくてはいけないことだというふうに認識しております。もう一つ、スーパー化しているのではないかということで、1点目で回答はさせていただいておりますが、全てを生産者、出荷者の方で賄えれば、これにこしたことはないのですが、品ぞろえ、来ていただいたお客さんの印象ということもありますので、一定部分市場仕入れのものは、それはやっぱりやむを得ないのかなと考えております。ただ、それを手放してやるのではなくて、当然優先すべきものは市内産のもの、出荷者のものということになりますので、まずそちらをやっていただいて、それでどうしてもそろわないのだということであれば、それはそれを前提とした中でやっていただくということで、その辺の割合を何とか市外産のものについ



ては抑制するような方向で今後やっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 笹生委員。

○25番（笹生 猛君） まだそこがある。極端に言うと、これをつくっているときに市内産だけでもいいじゃないかという極論もちょっと出たわけです。今は君津のJAが運営する売り場になっているところが出発点です。これを見ると、具体的に次どういう計画でいくかということは一切書かれていないですね。そこの今後に結びつくようなことを今後どういうふうにつくっていくか、恐らく計画ないと思うのですけれども、そこをつくらないと、これは私たちの考えでやっているというだけのことで、その考え方を変えてくれというのが建議の一番の目的というか、肝になると思うので、これについての具体的な行動に結びつくような計画をどこでつくるのでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 高橋課長。

○農林振興課長（高橋広幸君） これは、現行の指定管理者が平成28年度までということになっていきますので、28年度につきましては、それ以降の指定管理者の募集ということもありますので、このタイミングを逃さずに、28年度募集のそれぞれ仕様書等の中で、この場でこうします、ああしますということは今明言はできませんので、ただそういった中でもまかせていただくというようなことで事業を計画して進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中川喜一郎君） 笹生委員。

○25番（笹生 猛君） 次に、給食センターのことにかかわるのですけれども、この2つの施設というのは市内産の需要を喚起できる。ここでコントロールできるわけですね、市がどう買うかということ。その裁量を握っているわけですから、それで市内産の農産物が安定的に安くたたかれないような使い方ができるということに意図があるのです。この給食センターのやつを見てみると、一切具体的なことが書かれていないのですよ。こんなことだったら、建議のもととの根っこのところが伝わっていないのではないかというふうに見えるのです。可能な限り具体的にどこまでやるのか、次の計画は何なのかということをつくるということに持っていかないと、我々が建議したことの本当の意図というのは伝わっていないというふうに見えますので、その辺はどういうことでしょうか。具体的にこの建議に対する回答が来年度予算にどういうふうに反映されているのですか。

○議長（中川喜一郎君） 野呂所長。

○学校給食センター所長（野呂幸晴君） 今ご質問のあった件についてなのですが、まず3点目の中に作業部会ということがございますので、実は昔というか、給食センターの食材の購入に関しての透明化という部分が問題になったということがございます。そうすると、今見積もり合わせでやっているような状況もございますので、そこあたりも含めた中で今後どうしていくかということはこの作業部会の中でもんでいく。給食センターだけで決めていい問題ではないと思いますので、そこも含めて3番目の作業部会の中で検討を進めていきたいと考えております。

○議長（中川喜一郎君） 奥野委員。

○16番（奥野政義君） 奥野です。今のことなのですけれども、3番目にある作業部会の前段で学校給食地産地消推進会議というのがあります。これが大体ある意味今はやりで言う骨太の方針というのが決まるのかなというふうに思うのですけれども、この辺が若干形骸化していないかという気がするのです。この中に、今農業後継者は非常に少なくはなっていますが、今残ってやる人たちは物すごい意欲と、また発想を持った人たちがいるわけです。こういう人たちをこのメンバーに加えることによって、新たな今までにない給食センターの活用方法というか、いろんな考え方が出てくると思うのですけれども、その辺についてのお考えはあるのでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 野呂所長。

○学校給食センター所長（野呂幸晴君） 今ご質問を受けた件なのですけれども、学校給食地産地消推進会議についても、作業部会とあわせてメンバー等をもう一回見直していかなければいけないと考えております。実は今のところ、今までの地産地消推進会議の会議録を見させていただいたところなのですが、実際に具体的な内容というのがなかなか踏み込めていないというのがありますので、一番大きな問題は、私自身考えているのは、先ほどの見積もり合わせの問題、いかに透明性を確保しながら、袖ヶ浦産のものを含めた中で見積もり合わせ等を透明性の高いやり方でやっていくかという問題がございますので、法令関係も当然ございますので、そこあたりもクリアした中で、作業部会で十分もんだ後に、実際にやる気のある農業者からまたご意見を伺いながら、その制度のほうをまた見直していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 奥野委員。

○16番（奥野政義君） 給食センターの件なのですけれども、回答いただいた中で1番のほうに、地場産が使えないのは入札の問題が若干あるのではないかということを書かせていただいたのですけれども、この回答の中で可能な限り袖ヶ浦産を最優先とするというような書き方で、自分たちも現場に行ってお話を聞いた中では、ある意味この入札というのがなかなか地場産をうまく使い切れない一つのものになっているという話を伺ったと記憶しているので、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 野呂所長。

○学校給食センター所長（野呂幸晴君） 先ほどから申している内容と一緒にしてしまうのですが、今のところ例えばどなたかの農家さんに農作物を依頼するといったときにも、なぜその人を指名するのかといったような問題も当然発生しますので、給食センターから食材を納入するに当たって、誰が見ても、それだったら問題がないのではないかという形にしないとなかなか皆様のご理解を得られないと思うのです。そこあたりを十分検討した上で、またその納入方法、見積もり合わせの方法等についても検討していく必要があると考えております。

○議長（中川喜一郎君） 活発な質疑がなされていますが、ほかに。

高浦委員。

○3番(高浦芳一君) 3番、高浦です。袖農第3504号の文書について質問します。

の3行の文面についてですけれども、ちょっと文言の確認をさせてください。1行目の最後のほうに「現在、必要に応じて検査を実施しております」とありますが、直近ではいつごろやられたのでしょうか。まず1点。

○議長(中川喜一郎君) 高橋課長。

○農林振興課長(高橋広幸君) 不定期ということですが、庁内の監査にあわせて実施しております。ですので、12月で11月までの内容を報告いただきまして確認をしたということになります。直近については以上です。

○議長(中川喜一郎君) 高浦委員。

○3番(高浦芳一君) あと2つほど質問させていただきます。

次に、今後は定期的を実施するというので、二月に1回程度というご説明をたしかいただいたのですが、それはそれで間違いなかったでしょうか。

もう一点、「履行について確認してまいります」とありますよね。先ほど笹生委員が言われたように、建議そのものが履行されていないので、徹底させてくださいという趣旨なのですが、その点をご理解いただいているのですか。

○議長(中川喜一郎君) 高橋課長。

○農林振興課長(高橋広幸君) いただきました建議に基づきまして表現をさせていただきましたので、こういう書き方をしました。ですが、当然履行だけではなくて、こちらから願うことももろもろあるかと思えます。そういうことも徹底してやっていきたいというふうに考えております。

○議長(中川喜一郎君) 御園委員。

○21番(御園 豊君) 21番、御園でございます。

給食センターのほうなのですが、地場の米はどの程度使われているのですか。

○議長(中川喜一郎君) 野呂所長。

○学校給食センター所長(野呂幸晴君) 今お米ということなのですが、お米に関しては100%袖ヶ浦産のお米を使用させていただいております。

○議長(中川喜一郎君) 御園委員。

○21番(御園 豊君) この給食センターの食材の関係なのですが、いろいろと食材の数が多いようございますけれども、入札で決めているというのは、当座の価格の中でより安いもの、よりよいものということで選んでいると思いますけれども、中には地元にはない産物があるというようなお話も伺っておりますけれども、年間を通して給食の材料はどういったものを使っているかということは把握されていると思いますので、そういったことを農業生産者の団体等々に今給食センターではこういうものを年間使っているよと言って、生産者の皆さんもよりやすく生産していただけないでしょうかと、

またそういったものに取り組んでいただけないでしょうかという指導等も行政側から必要ではないかなと思います。そこら辺またひとつ取り組みを願って、農業者団体とすり合わせたいかがでしょうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 野呂所長。

○学校給食センター所長（野呂幸晴君） 今ご質問のあった件については、右側にいます農林振興課さんとも協議させていただいて、給食センターで今現在年間でどのくらいの作物を必要としていますということで今協議をさせていただいている最中でございます。また今後先ほどの検討部会を含めて、どうしたらいいかについてはそこあたりも含めて検討を進めさせていただきたいと考えております。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、建議に対する回答については終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

次に移ります。先月の総会時に宮嶋委員より提案のあった について、事務局による調査等の結果を説明いただきますので、よろしくをお願いします。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。私からは についてご説明させていただきます。お手元にお配りしました の資料をごらんください。

平成28年1月20日の総会時に宮嶋委員から、蔵波地区の農家から困っていることがあるということで、次のような報告がありました。 の 生産者が借地金を高く設定して農地を借りている。借地金の単価を一定にできないものか。実態を調べてもらうことはできないか。よい知恵はないかというものでした。そこで、農業委員会事務局で問題を整理して2月の総会で報告することとしたところです。

まず、 の実態についてご説明します。 の実態についてですけれども、事務局においては、宮嶋委員から内容をお聞きし、詳しく知っているという さんや の 農家さん、県の君津農業事務所改良普及課の押田指導員から の情報を聞き取りしたところ、次のような状況でした。

は、生産者16名で、作付面積は約200ヘクタールとなっているとのことです。また、平成19年に 施設を整備し、出荷と出荷労働時間の短縮により、経営の合理化や規模拡大が可能になったとのことです。

現在袖ヶ浦市内の の作付地区は、川原井、上泉、蔵波、橘、野田などで作付がされているとのことです。しかし、農業委員会を通じての貸し借りが少ないので、正確な面積の把握が困難となっている状況です。また、 の農業委員会事務局に袖ヶ浦市で の作付面積がふえていることを知っているかということを確認しましたが、実態の把握はできていないという回答で

した。

次に、幾つかの問題点についてご説明します。 を一定にできないかということについて農業事務所に確認したところ、 については、民民の契約であり、市や県からの指導は難しいとのことでした。

対策としては、直接 について指導が難しいので、実際にどのくらいの で貸し借りをしているのか把握するためにも、農業委員会を通じた利用集積の申請を行うよう に依頼したいと考えています。

次に、地域の担い手が農地を借りづらくなっていることについては、 の生産者は貸借に当たり、袖ヶ浦市の親戚を通じて農地を借りたり、農家さん同士でつき合いのある者で直接話し合っ農地の貸し借りをしていることが多いとのことでした。このような方法で地域の担い手よりも先手を打たれてしまっているというのが現状でした。

対策としては、農業委員さんや事務局等で地区の集まりや会議などを行ったときに地元には意欲のある農家さんがいることを伝えていただき、高齢化等で作付が難しい方や貸し付け希望の農地があるというようなお話がありましたら地元農家さんに情報提供していただきたいと考えています。

次に、袖ヶ浦市で を生産していることについて、産地偽装に当たらないのかということについてですが、県の見解では、袖ヶ浦市と は であるため、産地偽装には当たらないとのことでした。

最後に、あす2月24日水曜日なのですけれども、 の組合長さんなどと事務局のほうで打ち合わせを行う予定となっております。

以上が についての実態調査を行いました報告になります。

○議長（中川喜一郎君） ご苦労さまでした。

ただいまの高品君の の件についてご意見はございますか。

はい、どうぞ。

○21番（御園 豊君） 産地偽装に当たらないということは、どういうことでこれはセーフなのですかね。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（高品芳朗君） 県のほうに確認したところ、袖ヶ浦市と は でつながっているということで、産地偽装には当たらないというふうなことだったのですけれども……。

○事務局（在原浩一君） 在原ですが、明確な基準とか、ここだと偽装になるよ、これだったらセーフだよという部分がないのだと思うのです。その中で、質問の中で問題になりましたから、もちろんこれどうなのだということでも聞いてみたのですが、先ほど高品のほうが話したとおり、県の見解としても、 である、本当に近くであるという部分を見ると、特にこの状況で産地偽装の部分が主張できるかということ、その辺は無理だよという回答でした。

○議長（中川喜一郎君） ほかにこの件でご意見がなければ、 については終わりにしたい  
と思います。

事務局。

○事務局（在原浩一君） 今高品のほうで現況についての報告をさせていただきました。ただ、実際に  
こういう事実が起こっている、困っている方がいるということなので、私どもあしたまず

のほうに伺いまして、状況等を聞ける範囲でいろいろ確認してきます。今後実際に何ができるかとい  
う部分が確かなかなか難しい部分があると思うのですが、困っている方がいるという部分を考え  
た中で、県や農林振興課など担当部署とか、また農業者の方々とお話をした上で、何かしら対策とい  
うのですか、対応していければと思っていますので、農業委員さんの方々からも何かありましたらま  
たご協力、情報をお願いしたいと思います。

以上です。

○12番（宮嶋十郎君） 向こうの とお話をするそうなのですが、借地金、地代がめちゃくちゃに  
なると、要するに金に余裕のある者が優良地を独占するような形になって、袖ヶ浦の地元の農家が土  
地を借りられなくなるということを に言っておいてもらって、袖ヶ浦の農業を乱さないように  
お願いしてもらいたいと思います。

○事務局（在原浩一君） おっしゃっていること十分承知しております。こう言ったもので、なかなか  
言える部分、言えない部分、指導なのかというところで、何とかうまく伝える方法を考えた上で伝え  
たいというつもりではいるのですが、じかにおっしゃられたようなことを言うのはなかなか難しいと  
思うので、ちょっとその辺作戦を練った上でやっていきたいと思います。

○12番（宮嶋十郎君） 名前を出せば、大体 でも嫌われているから、話は通じると思うの  
ですよ。

○議長（中川喜一郎君） それでは、 の件はこれで締めたいと思います。  
次に移ります。

藤井さんから何かお話があるようです。

○26番（藤井幸光君） 私ごとで去年暮れに しまして、ご迷惑をおかけしました。また、中川  
会長、それから佐久間局長には に来ていただきまして、まことにありがとうございました。

○議長（中川喜一郎君） を取り戻されてよかったと思います。

それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして第37回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後4時03分 閉会